

陳 情 文 書 表

令 4 陳 情 第 6 号	令 和 4 年 1 0 月 3 日 受 理
件 名	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情
陳 情 者	神奈川県横浜市中区桜木町 3 - 9 - 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
陳 情 の 要 旨	
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や、看護師・介護職員・保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあります。16時間連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予のない喫緊の課題です。</p> <p>毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること 2 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること 	

- (1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバルの確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと
 - (2) 夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること
 - (3) 介護施設や有床診療所などで行われている「一人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること